

財務省告示第百八号 国債の発行等に関する省令（昭 和五十七年大蔵 省令第三十号）第四 条第三項の規定に基 づき、平成十八年三 月二十日に発行する 利付国債の発行条 件を次のとおり告示 する。	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	二 発行の根拠	の法律及びその 条項	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
		利付国庫債券（十年）（第二百七十七回）	財政法（昭和十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十七年度における財政運営のため	の公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	国債の募集の取扱い及び引受けを目的として組織される団体との間に国債の募集の取扱い及び引受けに関する契約を締結する	額、財政法第四条第一項の規定

十一	九	八	七	六
利率	募集の価格	振替単位	最低額面金額	払込金額

年一・六パーセント	十額平す額の記振の振	五七	千はづ円千に項整四付一融四付一のる百て定	一七	一兆八千五百五十億五千九百	は、額面金額で七百五十億四	づき発行する利付国債についで	円、同法第五條ノ二の規定に基	千三百二十八億八千三百十	に、ついで、額は、千三百	項の規定に基つき発行する国債	整理基金特別会計法第五條第一	四千七億六千八百五十萬圓の	付国債に、ついては、額面金額で	一項の資金特別会計法第五條第	融資資金特別会計法第十一條第	四、百七億五千二百五十萬圓の	付、国債に、ついては、額面金額で	一項の資金特別会計法第十一條第	の、特例等に關する法律第二條第	る、財政運営のための公債の發行	百、五萬圓の平均七年度にお	て、は、額面金額で五十七億九	定に基つき発行する国債につい
-----------	------------	----	----------------------	----	---------------	---------------	----------------	----------------	--------------	--------------	----------------	----------------	---------------	-----------------	----------------	----------------	----------------	------------------	-----------------	-----------------	-----------------	---------------	----------------	----------------

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

十四 償還期限

十五 償還金額

十六 元利支

十七 払込期日

平成十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の及び第十四号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成二十八年三月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行

平成十八年三月三日から平成十八年三月四日まで
平成十八年三月二十日